



2016.12.1 発行

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

## 「賞与からの社会保険料控除額表」を同封しました

◆ 新しい「賞与からの社会保険料控除額表」を同封しましたのでご活用下さい。9月から厚生年金の保険料率が引き上げられていますのでご注意ください。

なお、健康保険組合にご加入の事業所様は異なりますので、健康保険組合に料率をご確認下さい。

[参考] 平成28年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

	適用料率	会社負担	従業員負担
厚生年金保険（一般）	181.82	90.91	90.91
健康保険（協会けんぽ；岩手県）	99.30	49.65	49.65
介護保険（第2号被保険者）	15.80	7.90	7.90
子ども・子育て拠出金	2.00	2.00	0.00
計	298.92	150.46	148.46

## 改正 育児・介護休業法等が施行されます（平成29年1月1日）

◆ 来年1月から改正 育児・介護休業法等が施行されます。改正のポイントは下記の8項目となります。 介護離職を防止するための対策等が盛り込まれた大変重要な改正となっています。

- ① 介護休業の分割取得
- ② 介護休暇の取得単位の柔軟化
- ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等
- ④ 介護のための所定外労働時間の制限（残業の免除）
- ⑤ 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和
- ⑥ 子の看護休暇の取得単位の柔軟化
- ⑦ 育児休業等の対象となる子の範囲
- ⑧ いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

## 「65歳超雇用推進助成金」が施行されました（平成28年10月19日）

◆ 別紙リーフレットのとおり、65歳以上への定年引上げ等に対する新しい助成金「65歳超雇用推進助成金」が施行されました。人手不足が言われる中、高齢者の活用は重要な問題となっています。定年引上げ等に関する社内制度整備につきましては、当事務所までご相談下さい。（なお、定年の引上げ等に関して、過去に高齢者雇用安定助成金の支給を受けている事業所様は対象外となりますのでご注意ください）

### 助成金に関する勧誘にご注意ください

厚生労働省が関与しているかのような誤解を与える表現で、助成金の診断や申請を請負う内容の文書をFAXやダイレクトメール等により事業所に送付し勧誘する行為が全国であり、厚生労働省では注意を呼び掛けています。くれぐれも、安易な対応をしないようお願いいたします。